

広島県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

尾道市木ノ庄町市原字花ヶ迫七二五の二、七二五の三、七二六の二、七二六の三、七二七の三、七二七の四、七三五の二、七三五の三、七三五の五、七三五の六、七三六、七三七の二、七三九の二、七四〇の二から七四〇の五まで、七四一の二、七四二の二から七四二の四まで、七四五の二、七四六の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅